

広報

うけどがわ

平成9年11月 合併特集号

福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目 34 番地
TEL (0240) 34 - 4194・2661
FAX (0240) 34 - 4821



大柿ダム

あいさつ

理事長 叶 幸一



請戸川土地改良区初代理事長に推挙され、重責を強く感じています。暗中模索ですが、農業農村整備を計るためには、現行法制度の下で、土地改良区は重要な団体であることは充分認識しています。従って健全に運営することは、農村農業整備につながります。

今回の合併が、ビッグバンが叫ばれている今日の社会経済の状況では生き残りの道でもある。手法が水系別を計ったことは、将来に渡って自然の利を得るものであると思う。しかし、水田耕作には「我田引水」という歴史があり、難しい運営がありますが、合併を軌道にのせるためには、お互いの協調の精神以外に道はない。

今日の厳しい経済は、農業に限らず、最早行政が経済活動を支援指導することは、実に無力に等しい。

所謂行政が行動を起こす前に経済が変化し進化しているからである。唯一行政が経済浮揚した公共投資事業も五二一兆円という負の財政で最早出来ない。従ってこれからの農業は、自ら変革意識を持ち協調して、産地形成し合理化しなければならぬ。大柿ダム・県営灌排事業負担金で、浪江町二億八、一〇〇万円、小高町二億五、五〇〇万円、双葉町九、九〇〇万円、計約六億三、五〇〇万円を毎年支払っていて、財政は厳しい。土地改良事業総べてに町負担をつけ難い状況であるが、最大の努力はする必要を自覚している。

再び大柿ダム負担金軽減運動を起こしたが、若干でも成功すれば事業運営には、プラスになることは明白である。

合併が必要な時に出来たことに対し、促進委員・組合員の皆様と共に喜び、新理事・総代の皆さんに御指導御協力をお願いし、就任の挨拶といたします。

あいさつ

副理事長 永岡雄幸



が必要とされ、施設管理の一元化と用排水系統の合理的な再編成を行い適正な排水計画を図るためには、同一系の四土地改良区の整備統合がぜひとも必要となったわけです。

新請戸川土地改良区の発足、誠に御めどうございます。

昭和二十四年の土地改良法の制定以来、小高町・浪江町・双葉町の三町にはそれぞれの土地改良区と三町を区域とする請戸川土地改良区があり、土地改良事業の実施主体として事業の推進に中心的役割を担ってきました。

しかしながら近年、土地改良施設の有効活用等の種々要請が高まる一方、農村社会の混住化の進展や農畜産物価格の低落に伴う農業所得の低迷等の中で、土地改良区の経営基盤が脆弱化しつつあります。

このような実情にかんがみ、土地改良区の経営基盤の強化を図り農家の方々の負託に対応し得る組織の再編成が必要となってきたところであります。三町の土地改良事業を見ましてもUR対策での大型区画圃場整備が急速に進み、施設の管理についても高度な管理技術

このことから昨年九月統合整備推進協議会を発足し協議研鑽を重ね、この

三月に合併予備契約締結を行い、十月一日、県の整備統合の認可を受け、新請戸川土地改良区の設立をみたところであります。設立までにご尽力された関係機関及び役員そして組合員の皆様方に衷心より感謝の意を表する次第であります。

今後の土地改良事業の益々の進展を願うと同時に、地域の活性化に結びつくものでなければならず、さらに土地改良区も「組合員の必要とする事業は何か」「その事業の効果はいかに発揮されるか」「組合員の負担の軽減をいかに図るか」等を考慮して、事業の取り組みを行わなければなりません。それには土地改良区の組織を強化し、計画的な事業の取り組みにより、組合員の要望に応えられるよう願うのであります。

活力ある農村をめざして

副理事長 岩本忠夫



今年の稲作も田植え時期の水不足、収穫を目前にした長雨による倒伏など一時心配されましたが、無事収穫も終わり、作況指数一〇五のやや良で四年連続の豊作となり喜びに堪えない次第であります。

しかしながら、コメを取り巻く情勢は昨年にも増して大変厳しく、深刻化するコメ余りに対応し、政府は一九九七年産米の政府買入数量を当初計画の一〇〇万トンから七〇万トン程度に大幅に削減する計画を示すなど、自主流通米価格の下落が予想され、農家経営に与える影響も大きいものがあると懸念されております。

一方、新食糧法が施行されて以来、規制が緩和され、商社あるいは生産者の直接販売などコメの自由化が確実に進行しており、混迷が避けられない状況にあります。

土地改良区も体質強化のため組織の再編が余儀なくされ、請戸川、双葉町、浪江町、小高町の四土地改良区が去る平成九年十月一日に合併し、受皿面積四、五一五ヘクタール、組合員数四、五二二名からなる請戸川土地改良区として生まれ変わった次第であります。

双葉町のほ場整備率(三〇アール区画)は、四二%と低く、新土地改良区の今後の事業推進に大きく期待するものであります。

また、農業者の高齢化、後継者不足あるいはウルグアイラウンド農業合意に対応するためにも、土地改良区の果たす役割は大きく、役員として身の引き締まる思いがするところであります。いづれにいたしましても、土地改良区のめざすところは、快適で暮らしやすい活力ある農村をつくることであり、そのためにも役職員が積極的に各種事業の推進に取り組みなければならぬものと考えております。

年々厳しくなる農業情勢の中で、土

土地改良区の概要

1、合併日

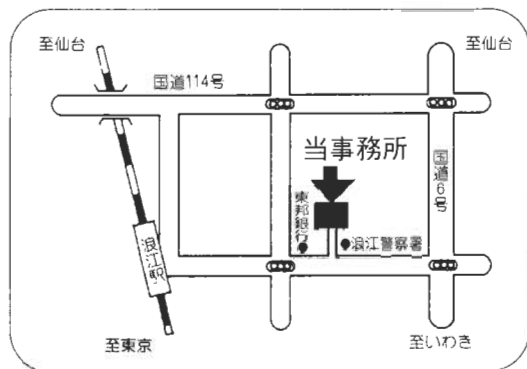
平成9年10月1日付、福第五六八号にて認可されました。

2、土地改良区の名称

土地改良区の名称は、「請戸川土地改良区」です。

3、土地改良区の事務所

土地改良区の事務所は、双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目三四番地です。



(旧請戸川、浪江町土地改良区の事務所) 略図を参照

4、新土地改良区の組合員数及び地区面積

●図1参照

5、総代

新土地改良区の総代の数は、60人とし、選挙区及び各選挙区の定数は、次のとおりとする。

●図2参照

6、役員

(1) 新土地改良区の役員数は、理事23人、幹事3人とする。ただし、このうち理事3人は、組合員外理事とする。

(2) 役員の数、及び各選挙区の数、は、次のとおりとする。

●図3参照

7、会計と賦課基準

(3) 合併時の役員は、新土地改良区の設立委員によって、選任されることとなるが、任期は、総代選挙後の総代会で新たに役員が選任される日までとなる。

(1) 会計は、一般会計とする。ただし、地区ごとの積立金、事業備置金などは、地区ごとに特別会計として経理する。

(2) 一般運営事務費は、全地区の土地につき地積割に賦課する。

(3) かんがい排水、農道及びため池の新設、改修及び維持管理の経費並びに噴霧排水及び災害復旧等の経費は、当該事業の区域の土地につき、地積割に賦課する。

(4) 区画整理及び農用地造成事業等の経費は、当該事業の区域の土地につき、地積割に賦課する。

8、財産等の調整

積割に賦課する。ただし、換地処分公告があった後においては、換地地積に賦課する。

(1) 土地改良財産は、すべて新土地改良区が引き継ぐものとする。

(2) 基本財産及び各種積立金に

9、行政との関連

(3) 借入金は、債権者の同意を得て、新土地改良区が全てを引き継ぐものとする。

については、不都合が生じないよう調整するものとする。

土地改良施設は、地域防災効果、地域景観の保護育成など多面的な機能を有する等公益性が高いものであり、土地改良区は、水管理、土地管理の専門組織として、行政との連携をより一層強化し、小高町、浪江町、双葉町からの指導、助言及び財政支援等を要請していきます。



合併認可交付式 於相双農地事務所長室

●図1

区分	組合員数(人)	地区面積(ha)
小高町の区域	1,658	1,762
浪江町の区域	2,129	1,990
双葉町の区域	747	679
計	4,534	4,431

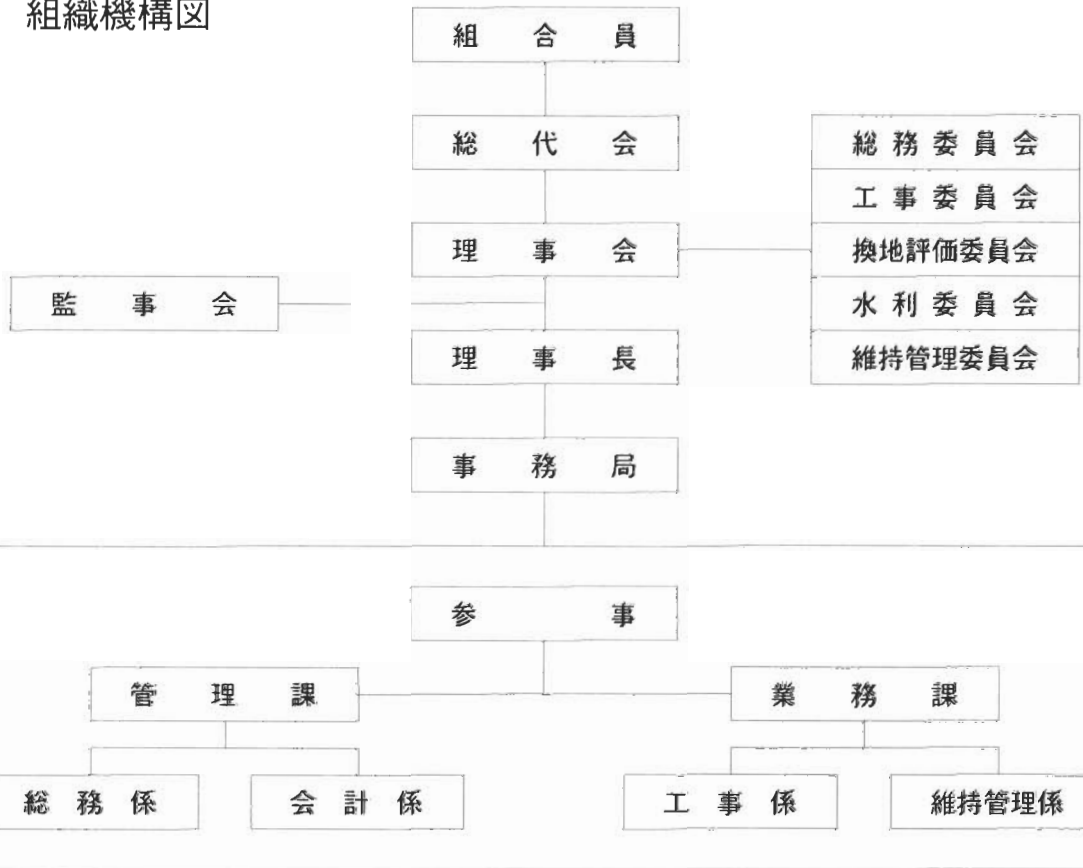
●図3

被選任区	被選任区域	定 数		
		理 事 数		監事数
		組合員	組合員外	
第1区	小高町の区域	8人	1人	1人
第2区	浪江町の区域	9人	1人	1人
第3区	双葉町の区域	3人	1人	1人

●図2

選挙区	選挙区域	総代数
第1区	小高町の区域	23人
第2区	浪江町の区域	27人
第3区	双葉町の区域	10人

●図4 組織機構図



経常賦課金の額 (10a当たり：円)

地区	大栴ダム受益地			大栴ダム受益地以外			新規地区
	小高町	浪江町	双葉町	小高町	浪江町	双葉町	双葉町
改良区							
請戸川土地改良区	700	700	700	—	—	—	—
小高町	800	—	—	800	—	—	—
浪江町	—	500	—	—	500	—	—
双葉町	—	—	1,000	—	—	1,000	—
合 計	1,500	1,200	1,700	800	500	1,000	—
新土地改良区	1,000	1,000	1,000	500	500	500	500
軽 減 額	500	200	700	300	0	500	—

合併後の
 経常賦課金に
 関する比較

合併までの経過

統合整備推進協議会

平成6年10月

請戸川、小高町、浪江町、双葉町
土地改良区が統合拠点地区に選定
平成6年11月

各土地改良区において、研究会等
で合併の検討
平成8年9月

各土地改良区の理事会において、
4土地改良区統合整備推進協議会
に参加し、合併の検討をすること
を決定
平成8年9月11日

請戸川、小高町、浪江町、双葉町
土地改良区統合整備推進協議会設
立
第1回協議会開催（合併スケジュ
ルの検討）

平成8年11月1日
幹事会開催（統合基本計画の検討）
平成8年12月12日

幹事会開催（統合基本計画の検討）
平成8年12月24日

第2回協議会開催（統合基本計画
の検討）
平成9年1月28日

幹事会開催（統合基本計画の検討）
平成9年2月13日

第3回協議会開催（統合基本計画
の検討）
平成9年3月28日

第4回協議会開催（統合基本計画
の確認）
4土地改良区合併予備契約を締結

平成9年5月13日

合併協議会幹事会 合併基本構想
について

設立委員会

平成9年5月

各土地改良区理事会及び総代会
予備合併契約書の承認について
財務の確認について
平成9年6月5日

平成9年6月16日

合併協議会幹事会 合併設立委員
会の設立について
第1回設立委員会 委員会規程の
確認について
委員長・副委員長の互選について
事務局長・事務職員の委嘱
今後のスケジュール運営経費の審
議

平成9年7月14日
第2回設立委員会 定款規約諸規
程の検討について
平成9年8月7日

第3回設立委員会 定款規約諸規
程の検討について
平成9年8月25日

第4回設立委員会 諸規程の検討
について
合併認可申請について
平成9年9月5日

第5回設立委員会 理事・監事の
選任について
合併認可申請の提出
平成9年10月1日

合併認可（福第五六八号）

* 役員決まる *

平成九年九月五日開催の第五回新請戸川土地改良区設立委員会に於いて役員が選任され、また十月一日開催の第一回理事会及び監事会にて、理事長・副理事長・各委員会委員並びに総括監事が互選されました。役員については、次のとおりです。

理事長	叶 幸一	浪江
副理事長	永岡 雄幸	小高
理事	岩本 忠夫	双葉
	高木 定夫	浪江
	今野 憲	浪江
	田中 満	浪江
	大森 泰明	双葉
	大浦 利夫	浪江
	佐藤 昭義	浪江
	渡部 義綱	小高
	黒木 理	双葉
	西 達夫	小高
	長田 幸治	浪江
	川久保 昭治	浪江
	鎌田 武夫	小高
	林 一栄	双葉
	佐藤 忠吉	小高
	長岡 新一	浪江
	栗川 久光	小高
	井戸川 武	浪江
	横山 良一	小高
	遠藤 功	小高
	志賀 存	小高
	半谷 克夫	小高
	戸浪 淑夫	小高
	高野 幸二	双葉
総括監事	高野 幸二	双葉
監事	高野 幸二	双葉
総務委員会	水田 利夫	副委員長
換地評価委員会	水田 利夫	委員長
水利委員会	水田 利夫	委員長
副委員長	水田 利夫	委員長
工事委員会	水田 利夫	委員長
維持管理委員会	水田 利夫	委員長

総代総選挙が行われる

平成九年十月一日四土地改良区が合併したことにより総代総選挙が浪江町選挙管理委員会の管理のもとで行われます。定数及び日程については次のとおりです。

総代定数 六十人

第一選挙区 小高町二十三人

第二選挙区 浪江町二十七人

第三選挙区 双葉町十人

【告示日】 十一月十八日

【投票日】 十一月二十五日



業務開始

平成九年十月一日付で、職員に辞令が交付され、新体制にて業務が開始しました。職員の配置については次のとおりです。

参事

前田 文雄

管理課

課長 松本 充弘

総務会計係長 原 田 良一

総務会計係員 瀬 尾 三千子

総務会計係員 渡 部 裕子

総務会計係員 天 野 真由美

業務課

課長 佐々木 茂夫

維持管理係長 安 部 秀 男

工事係長 江 畑 立 行

工事係員 佐 藤 征 一

維持管理係員 渡 部 康 徳

維持管理係員 佐 藤 昭 嗣

工事係員 丹 伊 田 拓

工事係員 佐 藤 清 明

工事係員 堀 内 博 明

維持管理係員 佐 藤 公 郎

維持管理係員 山 本 宗 一

また事務局の機構については下記のとおりです。御用がありましたら、ご気楽にお立ち寄り下さい。



職員一同、ガンバります！

◆◆ 事務局の機構 ◆◆

業 務 課

維持管理係

大柿ダムの維持管理に関する事。
国営事業により造成された頭首工及び用水路の維持管理に関する事。
県営事業により造成された頭首工及び用水路の維持管理に関する事。
用排水事業計画及び用排水調整に関する事。
その他土地改良施設の維持管理に関する事。

工 事 係

土地改良事業計画書に定めた工事に関する事。
工事の発注及び監督に関する事。
災害復旧事業に関する事。
事業報告に関する事。
その他土地改良事業に関する事。

管 理 課

会 計 係

予算及び決算に関する事。
収入及び支出に関する事。
区債、借入金及び償還金に関する事。
現金、預貯金通帳及び有価証券に関する事。
財産の事務的管理に関する事。
賦課金の賦課徴収に関する事。
その他会計に関する事。

総 務 係

定款、規約、その他の規定の制定改廃に関する事。
組合員、総代、役員に関する事。
職員の給与、人事及び服務等に関する事。
会議に関する事。
文書の收受、発送、整理及び保管に関する事。
公印の保管に関する事。
登記申請、許可申請及び農地転用等に関する事。
その他、他の係に属しない事項に関する事。